

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 平成 年 月 日 （あて先）高崎市長 申請者 ふ り が な 住 所 ふ り が な 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） － 郵便番号□□□□－□□□□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処 分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区 分して取り扱う産業廃棄物の種類 を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号（ ） －
	事業場 電話番号（ ） －
事業の用に供するすべての施設 （施設ごとに種類、設置場所、設 置年月日、処理能力（最終処分場 の場合には埋立地の面積及び埋立 容量）、許可年月日及び許可番号 （産業廃棄物処理施設の設置の許 可を受けている場合に限る。）を 記載すること。）	
保管を行う場合には、保管を行う すべての場所の所在地、面積、保 管する産業廃棄物の種類、処分等 のための保管上限及び積み上げる ことができる高さ	
※事務処理欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式 の総数	株		出 資 の 額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

【処分業】別紙 1

事業計画の概要を記載した書類

1 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

（施設の設置許可が有る場合に記入すること）

許可番号 号 許可年月日 年 月 日

2 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	処分方法	処分量 (t/月又は□/月)	備 考	
				性状	予定排出事業者の名称 予定排出事業者所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

【処分業】別紙2

[illegible]

【処分業】別紙3

事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（総括表）

種 類		数 量	設 置 場 所	処理能力
保 管 施 設	(処理前)			
	(処理後)			
中 間 処 理 施 設				
運 搬 機 材				
最 終 処 分 場				埋立地の 面 積 (埋立容量)
埋 立 機 材				

(留意事項)

- ◆ 申請する事業の範囲に係る施設について記入すること。
- ◆ 中間処理施設にあっては、保管施設についても記入すること。

【処分業】別紙 4 の 1

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

	処理前の廃棄物の保管施設	処理後の廃棄物の保管施設
保管する産業 廃棄物の種類		
保管施設の所在地		
保管施設の面積		
保管能力		
飛散防止措置		
流出防止措置		
地下浸透防止措置		
悪臭発散防止措置		
害虫発生防止措置		
火災防止措置		
囲いの状況		
備 考		

（留意事項）

- ◆ 複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。

【処分業】別紙 4 の 2

1 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（中間処理施設）

処理施設の種類	
法第 15 条第 1 項の 設置許可の有無	有（ 年 月 日 許可） 無
中間処理する 産業廃棄物の種類	
処理施設の設置場所	
処理能力	／日 (/時間)
操業予定時間	時間／日（ 時～ 時）
受け入れる産業 廃棄物の性状の分析 を行う設備の概要	
受け入れる産業 廃棄物の計量を行う 設備の概要	
技術管理者 職氏名（予定）	

水 質 関 係	処理前の水質 (計画値)	
	処理後の水質 (計画値)	
	水 量	
	排水処理方法	
	放流先の概要	
大 気 関 係	処理後の排ガスの質 (計画値)	
	排ガス量	
	排ガスの処理方法	
騒 音 関 係	発生源の騒音レベル	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止措置	
振 動 関 係	発生源の振動レベル	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止措置	

悪臭防止措置	
粉じん防止措置	
飛散防止措置	
流出防止措置	
地下浸透防止措置	
火災防止措置	
腐食防止措置	
処理施設への地表水の 流入防止措置	
囲いの状況	
中間処理施設であることの 表示方法	

続紙

(焼却設備の場合に記入)

燃焼室への廃棄物供給方法	
燃焼室設備の概要	
主要な燃焼室の出口の炉温 及び燃焼ガス温度の測定・ 記録方法	
助燃装置の概要	
燃焼室への供給空気量調節 設備の概要	
排ガス処理設備の概要	
集じん器に流入する燃焼ガ スの冷却方法	
集じん器に流入する燃焼ガ スの温度及び測定・記録方 法	
排ガス中のCO濃度の測定 ・記録装置	
ばいじん及び焼却灰それぞ れの排出・貯留設備の概要	

続紙

3 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の種類		
発生量		
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 （ 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ）
処 分 先	自己処理	（処分場所 ）
	委託処理	（処分業者名）
		（所 在 地）

（留意事項）

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 処理施設の設置場所欄は、設置場所の地番すべてを記入すること。
- ◆ 処理能力欄は、1日当たりの処理能力を・又はトンの単位で記入し、（ ）内に時間当たりの処理能力を記入すること。

【処分業】別紙４の３

1 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（最終処分場）

処理施設の種類		安 定 型 管 理 型 遮断型	
法第１５条第１項の 設置許可の有無		有 (年 月 日 許可) 無	
最終処分する 産業廃棄物の種類			
処理能力	最終処分場の面積		m ²
	埋立処分の用に供 される場所の面積		m ²
	埋立容量	廃棄物量	m ³
		覆土量	m ³
		合 計	m ³
土地の借用期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
埋立予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
操業予定時間		時間／日 (時～ 時)	
１日の搬入予定量		m ³ ／日 (搬入車両 台／日)	
埋立方法			
覆土材確保の状況		(確 保 量)	
		(確保方法)	
		(保管場所)	
技術管理者職氏名（予定）			

続紙

2 最終処分場の所在地等の一覧

[illegible]

3 公害防止対策等

水 質 関 係	処理前の水質 (計画値)	
	処理後の水質 (計画値)	
	水 量	
	排水処理方法	
	放流先の概要	
騒 音 関 係	発生源の騒音レベル	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止措置	
振 動 関 係	発生源の振動レベル	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止措置	
悪臭防止措置		
粉じん防止措置		
飛散防止措置		
流出防止措置		

続紙

公共用水域の汚染防止措置	
地下水の汚染防止措置	
(安定型埋立地の場合で) 公共水域及び地下水の汚染 防止措置がない場合、埋立 地に安定型産業廃棄物以外 の廃棄物が混入することを 防止するための措置	
火災防止措置	
囲いの状況	
最終処分場であることの 表示方法	

4 排水処理施設等から排出される産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の種類		
発生量		
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 （ 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ）
処 分 先	自己処理	（処分場所 ）
	委託処理	（処分業者名）
		（所 在 地）

(留意事項)

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 最終処分場の所在地等の一覧は、設置場所の地番すべてを記入すること。

【処分業】別紙5

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する 資金の総額		
	土地	
	事務所	
	収集運搬車両	
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること。		

【処分業】別紙6

資 産 に 関 す る 調 書				年 月 日現在
資産の種類別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）	
現金預金				
有価証券				
未収入金				
売掛金				
受取手形				
土地				
建物				
備品				
車両				
その他				
資 産 計				
負債の種類別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）	
長期借入金				
短期借入金				
未払金				
預り金				
前受金				
買掛金				
支払手形				
その他				
負 債 計				

【処分業】別紙 7

当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

※ （財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分に
関する講習の修了証を添付すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 高崎市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私は、
当法人は、
当しない者であることを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号

イ 第7条第5項第4号(イ)から(ト)までのいずれかに該当する者

第7条第5項第4号

(イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ハ) この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ニ) 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。))であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

(ホ) 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの

(ヘ) (ホ)に規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(ホ)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注2)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注2)であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

(ト) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。))

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人(注2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

添付を省略する書類の一覧表

●添付を省略する書類を理由毎に記載して下さい（○印を記載）

省略できる書類	省 略 す る 理 由	
	更新・変更許可申請のため	2つ以上の許可を同日に申請するため（※）
①法人の登記事項証明書		
②登記されていないことの証明書（個人・法人役員等）		
③～⑦住民票（個人・法人役員等）		
④、⑦株主・法定代理人（法人）の登記事項証明書		
⑩事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図		
⑪産業廃棄物処理の工程図（フローチャート）		
⑫事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類		
⑬申請者が施設の所有権を有することを証する書類		
⑭中間処理後の産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類		
法人税納税証明書		
所得税納税証明書		

※：各証明書の原本の添付は省略できますが、コピーを添付してください。

●2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、平成 年 月 日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

（ 産業廃棄物収集運搬業 ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業
 ・ 産業廃棄物処分業 ・ 特別管理産業廃棄物処分業
 新規 ・ 変更 ・ 更新 ）許可申請書

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- ① 申請書は2部(1部は申請者控え)を産業廃棄物対策課へ提出してください。
- ② 申請書は、左端2カ所にパンチ穴をあけ、必ずしも綴じして提出してください。

2 様式

産業廃棄物処分業許可申請書	(様式第八号)
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	(様式第十号)
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	(様式第十四号)
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	(様式第十六号)

3 記載に関する留意事項

- ① 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載してください。
- ② 申請者の住所、氏名の記載については、次のことに留意してください。
 - (1) 申請者が個人 → 住民票抄本のとおりに記載すること。
 - (2) 申請者が法人 → 法人の登記事項証明書のとおりに記載すること。
※ 「番地」「大字」を略さない、漢数字とアラビア数字を区別する等
- ③ 各様式の「第2面」及び「第3面」について、該当する者が、個人にあっては、住民票抄本のとおり、法人にあっては、登記事項証明書のとおりに記載してください。

4 添付書類に関する留意事項

添付書類の種類	留意事項	添付書類の有効期間
法人登記事項証明書	履歴事項全部証明書のみ有効 ※ 現在事項証明書は不可	申請日から3ヶ月以内
住民票抄本	本籍記載のあるもの(本籍が確認できれば、戸籍抄本でも可)	
登記されていないことの証明書	法務局発行のもの	
納税証明書(法人税又は所得税)	直近3年分が必要	

5 その他

- ① 申請のため窓口へ来課する際は、**必ず事前に予約をしてください。**
- ② 許可証の郵送を希望される場合は、返信用封筒(定形外封筒に440円切手を貼付したもの)を持参してください。
- ③ その他、留意事項については、申請書下端の(留意事項)及び別紙(記載例)を参照してください。

6 申請書提出先

高崎市役所 環境部 産業廃棄物対策課(市役所2階39番窓口)

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

※郵送による申請は受け付けていませんので、お間違いないようにしてください。

※ 廃止・変更の届出について

産業廃棄物処理業者は、業の廃止又は、次の事項に変更が生じた場合、**その廃止又は変更の日から10日以内**に許可権者あてに当該廃止又は変更について届出をしなければならないと廃棄物処理法で定められています。

特に、法人の役員について変更が生じた場合の届出が漏れやすいので注意してください。

<変更届の提出が必要な場合の例>

- 1 住所
- 2 氏名又は名称
- 3 法定代理人
- 4 法人の役員
- 5 発行済み株式総数の100分の5以上を保有する株主、それに相当する出資者
- 6 政令で定める使用人
- 7 事務所及び事業場の所在地（住所を除く）

変更届の提出に際し、ご不明な点がある場合は、産業廃棄物対策課までお問い合わせください。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請に係る提出書類一覧表

提出書類	添付書類	申請者別	
		法人	個人
産廃（新規・更新）様式第八号 産廃（変更）様式第十号 特管（新規・更新）様式第十四号 特管（変更）様式第十六号	① 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	
	② 登記されていないことの証明書（③～⑦の者）	◎	◎
	③ 役員の本籍地の記載された住民票抄本	◎	
	④ 百分の五以上の株式保有者又はそれに相当する出資者の本籍地の記載された住民票抄本（法人の場合には、法人の登記事項証明書）	◎	
	⑤ 令6条の10に規定する使用人の本籍地の記載された住民票抄本	◎	◎
	⑥ 本籍地の記載された住民票抄本		◎
	⑦ 法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本（法人の場合には、法人の登記事項証明）	◎	◎
	⑧ 定款（又は寄付行為） ※原本と相違ない旨記入	◎	
	⑨ 既に許可を得ている都道府県市の許可証の写し	◎	◎
	⑩ 事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図（住宅地図の写しで可）	○	○
	⑪ 産業廃棄物処理の工程図（フローチャート）（排水処理及び排ガス処理を含む）	○	○
	⑫ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図	○	○
	⑬ 申請者が施設の所有権を有する事を証する書類（所有権を有しない場合は使用する権原を有する事を証する書類）	○	○
	⑭ 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面	○	○
別紙1 事業計画の概要		◎	◎
別紙2 業務経歴		◎	◎
別紙3 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（総括表）		◎	◎
別紙4の1 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）		◎	◎
別紙4の2 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（中間処理施設）		◎	◎
別紙4の3 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（最終処分場）		◎	◎
別紙5 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等		◎	◎
別紙6 資産に関する調書			◎
	① 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表） 直近3カ年分	◎	
	② 法人税納税証明書 直近3カ年分	◎	
	③ 所得税納税証明書 直近3カ年分		◎
別紙7 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		◎	◎
	① 講習会修了証の写し ※ 認められる講習会の修了者（法人）役員、事業場の代表者（個人）申請者、政令で定める使用人	◎	◎
別紙8 誓約書		◎	◎
別紙9 添付を省略する書類の一覧表（省略する書類がある場合のみ提出）		※	※
手数料 産業廃棄物処分業 新規許可 100,000円 更新許可 94,000円 変更許可 92,000円 特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規許可 100,000円 更新許可 95,000円 変更許可 95,000円 ※ ◎は必ず添付してください。○は更新・変更許可申請において、従前の許可内容と変更がなければ添付を省略できますので、別紙9を提出してください。また、◎の書類であっても省略できる場合もありますので、別紙9を確認してください。ただし、必要に応じて省略された書類を求める場合もありますので、ご承知おきください。			

◆申請に関しては、事前に受付日時を確認してください。

◆審査資料として上記の他にも書類提出を求める場合もありますので、ご承知おきください。